

参 考 资 料

生きもの認証マークについて

農林水産業は自然循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる生産活動であり、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤である生物多様性の保全は不可欠である。

生物多様性への認知度は十分ではない。

このため、地域での生物多様性保全の取組へのインセンティブとなり、消費者にとって、購買行動を通じて生物多様性保全に参加するなど、生物多様性保全及び農林水産業への理解を深める方策が必要。

農林水産業における生物多様性

- 農林水産業は自然の循環機能を利用しており、持続可能な農林水産業のためには生物多様性の保全が不可欠
- 農林水産業は多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献

現状

- 地域においては、生物多様性の取組を発信する事例が見られるものの、生物多様性及びその必要性の認知度はまだ不十分。
- また、理解があっても、一般消費者において、生物多様性保全に配慮した産品を選択する方法が限られている。

生物多様性保全の推進

目的・効果

消費者等

- 生きものがある水田等でとれた農産物等の選択
- 生物多様性及びその保全に貢献する農林水産業への理解促進

生産者等

- 生物多様性に配慮した取組が目に見えるようになる
- 生物多様性の保全と持続可能な利用の取組へのインセンティブ
- 農林水産品への付加価値

双方の理解が必要

生きもの認証マークの検討

地域の取組事例の調査・分析

ガイドンス、事例集の作成

わかりやすい表示

地域に合わせた取組

生きもの調査の実施

21世紀新農政2008 (抜粋)

平成 20 年 5 月 7 日

食料・農業・農村政策推進本部決定

環境・資源対策

(2) 農林水産業における生物多様性保全の推進

「農林水産省生物多様性戦略」(平成 19 年 7 月 6 日農林水産省新基本法農政推進本部決定)及び「第三次生物多様性国家戦略」(平成 19 年 11 月 27 日閣議決定)に基づき、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進、間伐等による森林の適切な整備・保全、藻場・干潟の造成・保全等、生物多様性をより重視した農林水産施策の推進を図るとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発等に取り組む。生物多様性の保全を重視した農林水産業の生産活動を国民に分かりやすくアピールし、農林水産業に対する理解の促進を図るため、「生きもの認証マーク」の創設について検討する。これらの取組については、平成 22 年に名古屋市で開催される予定の生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP 10)において世界に向けて発信する。

(3) 農林水産業における生物多様性保全の推進

農林水産省生物多様性戦略
(平成19年7月策定)

21世紀新農政2008参考資料より抜粋

生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく戦略を策定

生物多様性戦略の着実な推進

田園地域・里地里山の保全



- ・有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進
(冬期湛水による生物多様性保全)等
- ・生物多様性に配慮した生産基盤整備
(環境との調和に配慮した水路)等
- ・鳥獣被害対策
(鳥獣の隠れ場所となる農地に接する藪などを刈り払い)等

森林の保全



- ・間伐等適切な森林の整備・保全
- ・優れた自然環境を有する森林の保全・管理等

里海・海洋の保全



- ・藻場・干潟の造成・保全
- ・生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理等

森・川・海を通じた 生物多様性保全の推進

遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

農林水産業の生物多様性指標の開発

生物多様性戦略の実践と加速化

農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発

農林水産業に資する指標生物の生息状況を把握することなどにより判断

反映

生きもの認証マークの創設

国民・消費者に、生物多様性の観点からアピール
例えば、コウノトリがいる水田からとれた米など



取組の普及促進方策の検討

生物多様性保全の取組について理解の浸透

藻場・干潟の保全活動方策の確立

市民等の参加による藻場・干潟保全活動の向上

国民・消費者等に農林水産業への理解の促進

平成22年(2010年)第10回締約国会議において、日本から生物多様性保全に関するグローバルスタンダードとなるツールを発信!

事例1 コウノトリの舞(兵庫県豊岡市)

- 名称
「コウノトリの舞」



1類ロゴマーク



2類ロゴマーク

- 認定の種類

- 1類: 化学合成農薬・化学肥料をまったく使用しない栽培
- 2類: 化学農薬・化学肥料を低減した栽培

- 認定の考え方

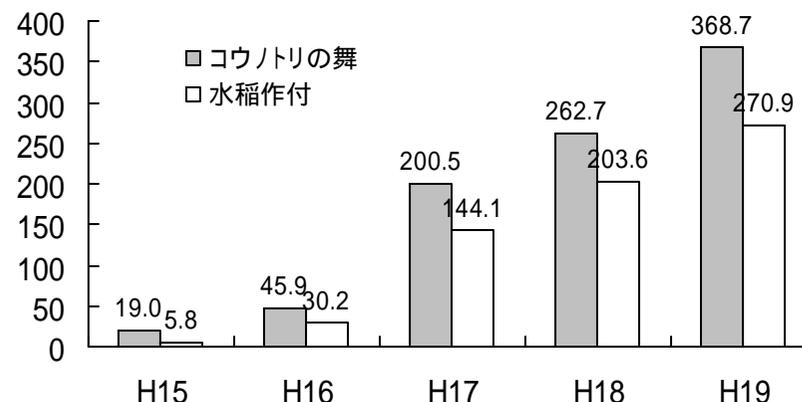
- ひょうご安心ブランドの農産物の認定を受けていること。

化学農薬・化学肥料の使用低減
 残留農薬が国の定める基準の1/10以下であり、
 自主検査できる体制を備えていること。
 栽培履歴や検査結果が公開できること。

- 野菜: 土壌分析を行い、結果に基づき適正施肥
- 米: 化学農薬・化学肥料の使用を慣行の1/2以下
生きものを育む技術の実施(中干の延期、冬期湛水など)
- そば: 化学農薬・化学肥料の不使用
- 大豆・小麦: 化学農薬・化学肥料の使用を慣行の1/2

(ha)

作付面積の推移



- 関連事業

「コウノトリと共生する水田自然再生事業」
 県、市、各1/2

- ビオトープ(27,000円/10a) 市1/2、県1/2
- 冬期湛水、中干延期(7,000円/10a) 市単独
- ポンプ利用加算(2,000円/10a) 市単独

- 課題等

- 地元消費者を対象としたPR活動

- その他

- 認定商品は2～5割増で流通している。

事例2 環境こだわり農産物(滋賀県)

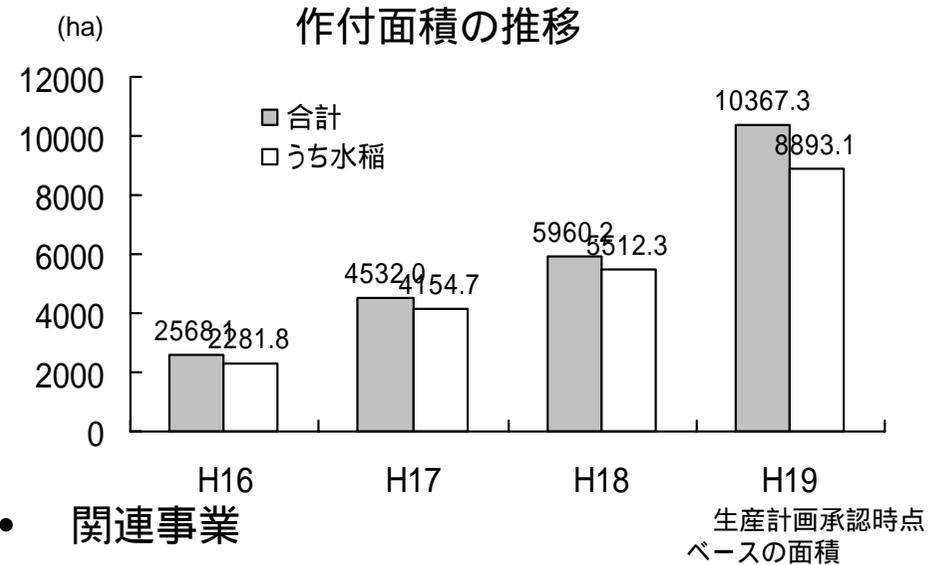
- 名称
「環境こだわり農産物」



- 認証基準
 - 化学農薬、化学肥料の使用量を慣行の1/2以下に削減。
 - たい肥その他の有機質資材の施用基準に従い適正使用
 - 環境配慮技術(琵琶湖・周辺環境への負荷削減、生態系保全・景観形成)の実施

(環境配慮技術のうち、選択項目として

 - 水田を活用した生物生息環境の保全(魚のゆりかご水田等)
 - 生きもの調査や子供達等との交流の場の提供等がある。)- 環境と調和の取れた農業生産活動規範の実践



- 関連事業
農地・水・環境保全向上対策(国)
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策(県)
- 課題等
環境こだわり農業が滋賀県農業のスタンダードとなるよう推進する
環境こだわり農産物を滋賀ブランドとして確立する
生産者から消費者まで県民みんなが支える環境こだわり農業を確立する
- その他
平成17年度から環境こだわり農産物の加工品にもマーク表示

事例3 宮城県大崎市田尻地域の生きものを重視した取組 (JAみどりの田尻営農センター)

1 農薬・化学肥料節減栽培・不使用栽培で米・野菜作りを実践

産直活動を行い、消費者にどのような形で地域の豊かさを伝えることができるか

- ・ 3月～10月まで月一度の定期交流会を実施
- ・ 25家族の生協組合員が家族連れで来ている。
- ・ 子供たちが一番楽しみにしている遊びは、水路・田んぼに住む生きものの捕獲。生産者が守り続けてきた証ともいえる。

2 生きもの調査との実施

通木集落内の水路・田んぼで生きもの観察がスタート

古川農業試験場が行う生きもの調査に集落をあげて参加(宮城県環境保全型稲作技術開発プロジェクト調査)
(おもしろさ・楽しさ・なつかしさが興味を奮い立たせ、人伝えに地域に定着)

稲作生産部会 生育調査とあわせ、生きもの調査を実施

3 田尻地域からの発信

生きもの調査の共有化・・・調査圃場の設定
看板の設置(圃場ごとに生きもの数・種類に差が見られる)

生きもの調査隊の受け入れ(生協役職員・組合員が参加)

商品案内:POP「蕪栗ぬまっこくらぶ」のロゴマークを使用

生協店舗前にミニ田んぼを設置・・・仙台市内3ヶ所

有機米購入者に「たんぼの土」をプレゼント
ペットボトルで観察できる生きもの調査



事例4 桑原めだか米の会の活動(神奈川県小田原市)

○ 桑原地区について

酒匂川左岸、桑原地区は、在来メダカをはじめとして、絶滅危惧種が11種生息

林に囲まれているという立地条件のためか、ウンカ等水田害虫の発生がもともと少なく、農薬使用量が少ない

○ 「桑原めだか米の会」について

メダカ達のいる美しい景観と農業を守るため、また、その基礎となる地産地消の関係を推進するとともに、生息地維持の願いを農家に伝えるために、「桑原めだか米の」会を設立

(基本的理念)

農を通じて維持される地域の自然的景観、住まい価値と食を結ぶこととその関係性の維持。
酒匂川流域各地に同様の関係を広げる。

○ 会の活動内容

メダカ魚道の設置、畦畔・水辺の草を増やすこと、冬水たんぼの創設の実施

「桑原めだか米の会」が生産者と消費者の仲介役となり、桑原地区で取れたお米を「桑原めだか米」として販売

認証基準は特に設けていないが、一般市民に田んぼに生息するメダカやデンジソウなどの生きものを見てもらうことにより、どのような環境で生産されたものであるかを確認



メダカ



デンジソウ